

## 令和6年度事業計画

### I 基本方針

当財団は、内閣府に提出いたしました公益目的支出計画に基づき、公益性の高い調査研究事業を実施いたします。

共済制度の加入推進事業につきましては、「共済制度のオンライン化計画」に伴う業務委託契約の解除の方針が延期されたことにより、令和5年度同様加入促進を推進していきます。特に復託団体への支援を充実させていきます。

なお、今後とも「共済制度のオンライン化計画」については、引き続き中小機構に対し共済業務委託契約の継続等を要求していきます。

### II 事業計画の内容

#### 1. 基本財産の運用

基本財産 10,300 千円については、安全な金融商品にて運用を行います。

#### 2. 賛助会員の加入

賛助会員の増強及び情報提供等サービスの強化に努めます。

### 3. 事業

#### (1) 調査研究事業

##### ① 「企業倒産調査月報」の作成

日本国内の企業倒産について、民間調査機関では扱っていない負債額 1 千万円未満の小口倒産を含む情報の収集を行い、その調査結果を数値的統計としてまとめた月次報告書を「調査研究事業ポータルサイト」に掲載して広く活用できるよう情報提供します。

##### ② 「企業倒産調査年報」の作成

2023 年度の倒産企業データを基に、検討会を設置し倒産傾向の分析を中心に調査、研究を行い、その取りまとめ成果を報告書にまとめて関係機関に配布します。

また、当財団のホームページの「調査研究事業ポータルサイト」に掲載して広く活用できるよう情報提供します。

##### ③ 「企業倒産調査年報」の英語版の作成

「企業倒産調査年報」の英語版の報告書を作成して関係機関に配布します。

また、当財団のホームページの「調査研究事業ポータルサイト」にも掲載して広く活用できるよう情報提供します。

##### ④ 研究成果のデータ提供

調査研究事業の成果は、中小企業の健全な発展・振興に寄与すべく中小企業者、中小企業支援機関などに「調査研究事業ポータルサイト」を通じて提供します。

また、倒産企業データは、要望に応じた切り口で集計したデータの提供にも対応します。

## ⑤ 「海外事業リスクと進出国政府・企業の対応実態に関する調査(タイ)」

事業報告にも記載しましたとおり「共済制度のオンライン化計画」の実施に伴い、令和 5 年度に計画していました本調査の実施を見送りました。

令和 6 年度は、令和 5 年度に予定していた内容を一部再編し実施することとします。

ASEAN で最も日本企業が進出している「タイ」について、事業展開にかかる主要なリスクを取り上げ、「リスクの概要」、「進出国政府のリスク軽減策・対応」、「既進出日本企業のリスクに対する対処・対策、等」を明らかにします。このことは、同国での事業展開を目指す我が国の中小企業に対し、当該国が抱えるリスクの正しい把握・理解に寄与し、また対策を促すことでリスクの最小化が図れると考えます。また、当該リスクに対する企業の意識と政府の対応とを比較し、そのギャップを埋めていくことも狙います。

調査体制は、国士舘大学助川成也教授を主査とする研究会を設置し、タイ王国在東京大使館、タイ王国工業省などの協力をいただき、令和 6 年度は、基礎調査と報告書原稿案の取りまとめを行います。引き続き令和 7 年度に報告書を作成する 2 箇年計画とさせていただきます。

## ⑥ 調査研究事業の成果普及

調査研究事業の成果は、中小企業の健全な発展・振興に寄与するため、SNSなどを積極的に活用して報告をするとともに、当財団のホームページに掲載している「調査研究事業ポータルサイト」で報告書などのデータを提供します。

## (2) 共済制度の加入推進事業

「共済制度のオンライン化計画」について、中小機構に対して引き続き共済業務委託契約の継続及び共済手数料の減額の見直しを要求するとともに、復託団体に対して早急に「共済制度のオンライン化計画」の現況報告ができるように中小機構と調整をします。

### ① 復託団体との連携

令和6年度は、「共済制度のオンライン化計画」の実施が先送りになったことから、例年通り復託団体及び関係機関と連携して小規模企業共済と中小企業倒産防止共済制度共済の普及・加入推進を実施します。

特に、近年復託団体として活動が停滞している先に対し、今後のあり方について訪問等により見直しを行っていきます。

### ② 小規模企業共済事業に係るインターネットを利用した共済契約申込書作成支援ツールによる加入促進

「小規模企業共済事業に係るインターネットを利用した共済契約申込書作成支援ツール」を周知するための広報活動に力点を置き、同ツールを積極的に活用した小規模企業共済制度の加入促進を図ります。

なお、本支援ツールの活用対象者としては、フリーランス（注）や創業間もない事業者を加入対象者と捉え、加入促進を図ります。

（注）フリーランスは必ずしも明確な定義はなく「小規模企業白書」（中小企業庁）では以下のように定義している。

特定の組織に属さず、かつ、常時雇用する従業員がおらず、事業者本人が技術や技能を提供することで成り立つ事業を営み、自分で営んでいる事業が「フリーランス」であると認識している事業者。

（例）デザイナー、システムコンサルタント、ソフトウェア作成者、著述家（小説家、脚本家、評論家、コピーライターなど）、翻訳家、建築技術者、土木・測量技術者、記者、編集者、個人教師（音楽、舞踏、スポーツ、学習指導。茶道、華道、書道など）、マンガ家、アニメーター、イラストレーター、写真家、映像撮影者、音楽家、演出家、俳優など